

募集・お知らせ

住宅のバリアフリー改修で固定資産税が減額になる場合があります

四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に、六十五歳以上の高齢者などの一定の条件に該当する方が居住する住宅（賃貸住宅は対象外）へ廊下の拡幅や手すりの取り付けなどのバリアフリー改修を行い、補助金を除いた自己負担金が三十万円以上になった場合、改修工事が完了した翌年度分に限り、百平方メートルまでを限度として、その住宅の固定資産税が三分の一減額されます。

減額の申請をされる方は、改修後三カ月以内に関係書類を添付して申告してください。

○お問い合わせ
 大方総合支所 税務課 資産税係
 ☎ 43-2816 (直通)
 佐賀総合支所 総務課 税務係
 ☎ 55-3113 (直通)

出産育児一時金の手続きが変わりました 病院に直接振り込めるようになりました(三十五万円)

四月一日から、出産に伴う国民健康保険（以下「国保」といいます）からの「出産育児一時金」の支払い方法について、病院などによる「受取代理」を選択できるようになりました。

これまでは、出産をした場合、出産費用を病院などについてたん支払った後、役場の国保担当窓口で「出産育児一時金」の申請をして、世帯主が一時金を受け取っていました。

今後は、事前に役場の国保担当窓口で「出産育児一時金の受取代理」の申請をしていただくことにより、役場から病院などに直接出産費用（出産育児一時金）を支払うことができます。

一時金の額を下回るときは、その差額は役場から世帯主に支払われます。

利用できるのは、出産育児一時金の支給を受ける見込みがあり、出産予定日まで一カ月以内である国民健康保険被保険者が属する世帯の世帯主（ただし、国民健康保険税を滞納していない世帯）の方です。

申請に必要なもの
 保険証・母子健康手帳・認印・世帯主の口座番号の分かるもの（郵便局以外）

○お問い合わせ
 大方総合支所 健康福祉課 国保係
 ☎ 43-2116 (直通)
 佐賀総合支所 健康福祉課 保険福祉係
 ☎ 55-3112 (直通)

大方くじら保育所 子育て支援センターに 遊びにきませんか

大方くじら保育所内に、子育て支援センターを設置しています。

子育て支援センターは、一緒に遊んだり、育児相談なども行っており、町内で子育てをしている方なら誰でも利用できるようになっていきます。

受け入れは、月曜日から金曜日（午前八時半から午後四時）までで、手続きは不要です。

どうぞお気軽に遊びに来てください。

※保育所の行事によりお休みの場合もあります。詳しくは子育て支援センターまでお問い合わせください。

◆いっしょに遊ぼう
 毎週水曜日（午前九時半から午前十一時）まで保育所に入所していない子どもとお家の方が集まって、いっしょに遊んだりお話ししたりしています。

◆育児相談
 育児に関する疑問や不安がある方はご相談ください。電話での相談や訪問も行います。

◆子育て情報
 地域の子育て情報を提供します。

いっしょに遊ぼう

六月の予定
 六日(水) 親子で遊ぼう
 (手遊び、触れ合い遊びなど)
 十三日(水) 愛育相談
 (保健師が来てくれます。)
 二十日(水)
 水遊び用カンタンおもちゃ作り・おしゃべり会
 二十七日(水) 七夕飾り作り

○お問い合わせ
 子育て支援センター
 (大方くじら保育所内)
 ☎ 44-1112

支援センターでは こんなことをしています

◆遊びましょう
 月曜日から金曜日（午前八時半から午後四時）まで受け入れをしていますので遊びに来てください。

